関自旅2第6515号の3 平成14年1月17日

社団法人 全国個人タクシー協会関東支部 支部長 本 間 嗣 治 殿



一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の審査基準について

標記について、別添、平成13年10月26日付け自動車交通局長通達(国自旅第101号)に基づき、本日付けで別紙のとおり公示したので了知のうえ、 傘下事業者に対し周知徹底されたい。

別紙・・・公示文

公 示

- 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について
- 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月17日

関東運輸局長 上子道雄

記

## 1. 運賃適用地域

運賃改定(需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別添に定める地域(以下「運賃適用地域」という。)において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。(以下同じ。))申請については、運賃適用地域ごとに行う。

#### 2. 運賃改定手続の開始等

- (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が5割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。
- (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が5割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。
  - ① 申請率が5割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するものとする。
  - ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な

申請により申請率が5割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。

- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が 5割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものと する。
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。
- 3. 運賃改定の要否の判定、原価及び収入の算定
  - (1) 運賃改定の要否の判定に当たっては、実績年度を基準とし別紙1により行うものとする。

実績年度の期間については、4月1日より翌年3月末日までとする。これと異なる決算期間を用いている場合は、事業期間を4月1日より翌年3月末日までに期間を修正するものとする。

- (2) 原価及び収入の算定に当たっては、運賃改定の要否の判定において運賃 改定を行う必要がないと判断される場合を除き、別紙2により原価及び収 入の算定を行うこととする。
- (3) 運賃改定の要否の判定において、運賃改定を行う必要がないと判断された場合には、申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。
- 4. 自動認可運賃の設定、及び認可申請の取扱いについて
  - (1) 自動認可運賃に係る運賃設定及び認可申請の取扱いについて

上記3.(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする範囲内の初乗運賃額及び当該初乗運賃額に対応した加算距離及び加算運賃額について、別紙3により設定される運賃を自動認可運賃として設定するとともに、道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第10条の3第3項の規定に基づき、運賃の認可申請に当たって原価計算書その他の運賃の算出の基礎を記載した書類(以下「原価計算書等」という。)の添付の必要がないと認める場合として事前に公示するものとする。当該公示した自動認可運賃に該当する運賃の認可申請については、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(2) 自動認可運賃に該当しない運賃に係る認可申請の取扱い

自動認可運賃に該当しない運賃の認可申請で運賃改定申請以外のものの認可に当たっては、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

#### (3) その他

その他自動認可運賃等の申請に対する処理手続等については別紙4による。

- 5. 福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃、料金及び割 引運賃の取扱いについて
  - (1) 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可の申請については、「一般 乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービスに限る。)に 関する制度について」(平成18年11月30日関東運輸局長公示)により処理を行うこととする。
  - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者から福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の設定又は変更の認可の申請があったときは、次の方針により取り扱うものとする。

# イ ケア運賃

福祉輸送サービスの実態を踏まえ、以下の①~③に例示する運賃等、距離制によらない運賃のみを設定することができるものとし、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等について弾力的に取扱うものとする。

また、運賃の割引、料金の設定については、輸送の実態に応じた弾力 的な取扱いができるものとし、介護料金等旅客の運送に直接伴うもので はない料金については、認可も届出も不要とする。

ただし、自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃を設定しようとする場合にあっては、必要に応じて原価計算書等(「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月17日関東運輸局長公示)別紙4第3の1にいう添付書類をいう。以下同じ。)の提出を求め、所要の審査を行うこととする。

- ① 時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの。
- ② 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの。
- ③ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの。 また、共同配車センター(共同して限定許可等通達記 I. 1.(2)

に規定する福祉輸送自動車を配車するために設置された施設をいう。)を介して行う福祉輸送サービスに係る運賃及び料金については、5. (2) ハ 民間救急運賃の設定に準じて、輸送の実態に応じた運賃及び料金を別途設定することができるものとする。

## 口 介護運賃

事業者の判断により多様な運賃の設定方式がありうること等を踏まえ、 審査基準の弾力的な取扱いを図るものとする。

具体的には、自動認可運賃に該当しない運賃を設定しようとする場合であって、運賃改定を伴わないときには、原価計算書等の提出を求めず、 自動認可運賃に準じた処理手続によるものとする。

なお、この場合においても、提供される輸送サービスの内容と比較して、設定しようとする運賃の額が著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎないと認められるときは、この限りでないものとする。

#### ハ 民間救急運賃

民間救急運賃の適用方法等については、以下のとおりとし、輸送の実 態に応じた運賃料金を設定することができるものとする。

なお、民間救急運賃の認可申請の認可に当たっては、原価計算書等の 提出を求め、所要の審査を行うことする。ただし、当該地域において既 に定着していると認められるものについては、審査基準及び処理期間等 について弾力的に取扱うものとする。

## ① 運賃の適用方法

基本運賃は、原則、時間制運賃とし、運賃の算定は、旅客が乗車 した時から旅客の輸送を終了するまでに要した時間によるものとす る。この場合、別途、定額の待料金、迎車回送料金を設定すること ができるものとする。

## ② 車種区分

車種は福祉自動車として一区分とする (軽自動車は除く。)。

③ 特別な設備を有する車両の割増

寝台等固定した設備を有する車両に限って適用することができる ものとし、割増率は事業者の申請に基づき2割以内で設定できるも のとする。

④ その他、運賃の割引、料金の設定等については、輸送の実態に応じた弾力的な取扱いができるものとする。

#### (3) 標準処理期間等

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について」(平成14年1月31日付け関自旅ニ

第6563号)にかかわらず、上記 (2)口の場合については自動認可運賃 に準じて取り扱うものとする。また、既に他の事業者が認可を受けている ものと同様の運賃・料金を設定するものである場合は、速やかに認可を行うものとする。

## 6. 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱いについて

定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金については、運賃改定時以外 においても随時申請が行えるものとし、以下のように取り扱うこととする。

この場合において、処理の迅速化を図るため、(1)に規定する申請のうち、 運賃適用地域において既に定着(利用者の著しい混乱が生じていないこと及 び不当な競争を引き起こす状況にないことについて確認がなされたものをい う。以下同じ。)していると認められるものについては、施行規則第10条 の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の添付の必要がないと認める場合 として公示するものとする。

#### (1) 定額運賃に係る申請の処理

定額運賃に係る認可申請については、乗り場等における利用者の混乱の防止及び運賃の適正収受のための措置が講じられているかを確認の上、距離制運賃との比較で不当に差別的なものとならないかとの観点から審査することとする。

また、当該申請のあった運賃が当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

#### (2) 運賃の割引に係る申請の処理

以下に掲げる運賃の割引に係る認可申請については、認可要件に沿って、 適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的 な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起 こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて個別に審査することとする。

#### イ 遠距離割引及び営業的割引

遠距離割引及び営業的割引の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な

措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況(増収率、運転者1人当賃金上昇率及び運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動状況等。以下同じ。)を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反(労働基準法違反、最低賃金法違反、社会保険等未加入、 道路交通法違反、改善基準告示違反等。以下同じ。)により車両停止以上 の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

#### ロ 試行的な割引

事業者の創意工夫による新たな運賃の割引については、地域、利用者等について限定を付した上で認可するものとするが、その他、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可 を取り消す場合があること。
- (3) 運賃の割増率の引き下げ等に係る申請の処理

運賃の割増率の引き下げ(廃止を含む。以下同じ。)に係る認可申請については、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との 間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る

考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて 個別に審査することとする。

なお、認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可 を取り消す場合があること。

# (4) 料金に係る申請の処理

料金に係る申請については、料金水準がサービスの内容に対応したものであることを確認の上、認可要件に沿って、料金を含めた事業者の収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと、旅客が利用することを困難にするおそれがないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

# 7. 運賃改定の手続・内容の透明性の確保等

運賃改定の手続・内容についての透明性を図るとともに、利用者等への情報提供による事業の一層の効率化を促進するため、運賃改定時はもとより、運賃改定時以外にも必要な情報を提供する等情報の公開を促進する必要がある。このため、別紙5のタクシー事業の情報提供ガイドラインにより情報提供を確実に実施することとする。

## 8. サービス改善等の指導

運賃改定の機会をとらえて、サービスの改善、安全運行の確保等について 事業者に対し積極的に指導することとする。 附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は開業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
- 2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則(平成14年4月24日 一部改正)

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。

附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

附則(平成21年9月30日 一部改正)

本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附則(平成26年12月11日 一部改正)

本公示は、平成26年12月11日以降に処分するものから適用する。 附則(令和4年12月13日 一部改正)

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

附則(令和6年12月24日 一部改正)

- 1 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に申請のあったものから適用し、既に申請のあったものにも遡及して適用する。
- 2 2. (1)の規定における申請率を満たした場合にあっても、改正前の 運賃適用地域における申請率が5割以上となった場合、改正前の当該運賃 適用地域に限り、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開 始できるものとする。この場合、2. (2)の規定中「運賃適用地域」と あるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。
- 3 3. 以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。

# 運 賃 適 用 地 域

運賃適用地域名	適 用 地 域(営業区域)
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏
多摩地区	北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
東京島しょ地区	島しょ区域
京浜地区	京浜交通圏
相模・鎌倉地区	県央交通圏、湘南交通圏
小田原地区	小田原交通圏
埼玉南部地区	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏
埼玉北部地区	県北交通圏、秩父交通圏
群馬地区	群馬県全域
千葉地区	千葉県全域
茨城地区	茨城県全域
栃木地区	栃木県全域
山梨地区	山梨県全域

#### 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要否の判断基準

地域の実情に応じ、以下の基準に従い運賃改定要否の検討を開始することとする。

なお、道路運送法施行規則第10条の3第2項の規定により申請書に添付される原価計算書の原価計算期間の実績年度が、原則として現行運賃の算定を行った原価計算年度(平年度)以降である場合のみに、運賃改定要否の検討を行うこととする。

## 第1 標準能率事業者の選定基準

運賃適用地域内において、改定申請事業者の中から標準的経営を行っている事業者を標準能率事業者として選定する。

この場合の標準能率事業者とは、次の基準に該当する者を除いた者とする。

## 1 原価標準基準

- (1) 1人1車制個人タクシー事業者及び小規模個人経営者(5両以下)
- (2) 3年以上存続していない事業者
- (3) 最近の事業年度(1年間)の期間中に事業の譲渡、譲受若しくは合併した事業者又は長期にわたって労働争議のあった事業者
- (4) 決算期を変更したため、最近1年間の実績収支の確定のできない事業 者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業を経営する者にあっては、全事業営業収入に対する乗用部門の営業収入の割合が50%に満たない者
- (6) 料金について標準的なものと大幅に異なるものを設定している事業者
- (7) 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者
- (8) 運転者 1 人当たりの平均給与月額が当該地域内の全事業者の平均給与 月額の平均の額を下回っている事業者

#### 2 サービス標準基準

- (1) 事業用自動車の平均車齢が、当該運賃適用地域の全事業者の平均値に 比較して、特に高いと認められる事業者
- (2) タクシーサービスの著しく不良な事業者
- (3) 安全運行を怠り、事故を多発している事業者
- 3 効率性基準

- (1) 運賃適用地域の事業者のうち、年間平均実働率の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
- (2) 運賃適用地域の事業者のうち、生産性(従業員1人当り営業収入)の 水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以 下の事業者
- (3) 効率性基準は原価標準基準及びサービス標準基準を適用した後に適用し、効率性基準は(1)、(2)の順に適用する。
- 4 前各号の基準を適用した場合において抽出事業者の車両数の合計が当該 地域の法人全事業者の車両数の合計の50%を下回る場合は50%に止めるも のとする。

## 第2 運賃改定要否判定基準

標準能率事業者について、実績年度及び実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率がいずれも 100%を超える場合には、運賃改定を行う必要がないものとする。

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃原価収入算定・処分基準

#### 第1 原価計算対象事業者の選定

- 1 原価計算対象事業者は、運賃適用地域の事業者のうち運賃改定要否の判断基準により選定した標準能率事業者の中から、次により抽出することとする。
  - (1) 車両規模別にそれぞれ50%を抽出する。
  - (2) 上記(1)の抽出にあたっては、各運賃額別、車両数規模別に申請事業者全体に対する車両数比率を算出し、その比率をもって事業者を抽出する。
  - (3) 抽出事業者数の最低は10社とし、30社を超える場合は30社を限度とすることができるものとする。
- 2 原価計算事業者の抽出にあたっては、抽出事業者の実績加重平均収支率 が標準能率事業者の実績加重平均収支率を下回らないように抽出するもの とする。

## 第2 原価計算の方法

原価計算は、原価計算期間の原価対象部門にかかる運賃原価を原価要素の分類に従って算定する。

要素別原価は、税抜き方式によることとする。

第3 原価計算期間は、次の3年度とし、運賃率は平年度の原価に基づき算定する。

実績年度・・・最近の実績年度1年間

翌年度・・・実績年度の翌年度1年間

平年度・・・実績年度の翌々年度1年間

## 第4 関連する収益及び費用の配分基準

他の事業を兼営する事業者の関連収益及び費用は、別添1の基準によって配分するものとする。

# 第5 輸送力及び輸送効率等の算定

過去5年間の実績の推移及び将来における合理的な予測を基礎に算定する。

ただし、平年度に使用する実車率については次のとおり取扱うものとす

る。

- ① 実績年度実車率が運賃適用地域の直近5年間の加重平均実車率(以下「基準実車率」という。)を上回る場合には実績年度実車率をもって算定を行うものとする。
- ② 実績年度実車率が基準実車率を下回る場合には実績年度実車率と基準 実車率を和半した数値をもって算定を行うものとする。

## 第6 原価の算定

1 運賃原価の範囲

運賃原価は、一般乗用旅客自動車運送事業の営業費(人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、その他運送費及び一般管理費)、営業外費用及び適正利潤を合計した額とする。

- 2 要素別原価の算定
  - (1) 人件費

人件費は給与、退職金、厚生費の合計額とし、次式により算定する。 平均給与月額×支給延人員×(1+退職金支給率+厚生費支給率) (算定基礎)

① 平均給与月額

平均給与月額とは、基準賃金、基準外賃金及び賞与(一時金を含む)の年間総額を1/12した額とする。

翌年度・・・実績の平均給与月額に翌年度春闘実績による増加分を加えた額とする。

平年度・・・翌年度の平均給与月額にデフレーターを乗じて算定 した額とする。

② 支給延人員

輸送力増強を伴う場合の支給延べ人員は次式により算定したものとし、労働条件の改善(労働時間の短縮等)をする場合は、実施し 又は実施することが確定している場合のみ運転者について人員増を 認める。

最近年度実績支給延人員×(1+実働日車数の伸び率)

- ③ 退職金支給率実績年度の給与総額に対する退職金の割合とする。
- ④ 厚生費支給率実績年度の給与総額に対する厚生費の割合とする。

-14-

(2) 燃料油脂費

イ 燃料費

次式により算定する。

燃料別単位当り価格×(燃料別査定走行キロ÷燃料別単位当り総 走行キロ)

## (算定基礎)

- ① 単位当り価格・・・最近の平均購入価格とする。ただし、燃料税の増徴が確定している場合は、増税分を加算した額とする。
- ② 燃料別総走行キロ・・・最近事業年度の実績の比率による。
- ③ 単位当り走行キロ・・・最近事業年度の実績値による。
- 口 油脂費

次式により算定する。

車キロ当り経費×査定総走行キロ

(算定基礎)

車キロ当り経費・・・実績値×(1+CPI)

(3) 車両修繕費(タイヤ・チューブ費を含む。)

次式により算定する。

車キロ当り経費×杏定総走行キロ

(算定基礎)

車キロ当り経費・・・実績値×(1+(CPI+CGPI)/2)

(4) 車両償却費

次式により算定する。

車両価格×車両数×償却率

## (算定基礎)

- ① 車両価格・・・最近における現金購入価格による。
- ② 車 両 数・・・期中平均車両数による。
- ③ 償却率・・償却率は次式により算定する。

(1-0.1) ÷ 実績平均使用期間

- (5) その他諸経費
  - イ その他償却費

翌年度=実績額×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×期中平均車両数伸び率

ロ その他修繕費

翌年度=実績額×(1+CPI)×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×(1+CPI)×期中平均車両数伸び率

# ハ諸税

① 自動車税及び自動車重量税1 両当り税額×期中平均車両数

② その他

翌年度=実績額×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×期中平均車両数伸び率

# 二 保険料

- ① 強制保険
  - 1 両当り保険料×期中平均車両数
- ② その他

翌年度=実績額×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×期中平均車両数伸び率

#### ホ その他

- 交際費
  - 実績額とする。ただし、非課税限度額を限度とする。
- ② 事故賠償費

翌年度=実績額×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×期中平均車両数伸び率

③ その他

翌年度=実績額×(1+CPI)×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×(1+CPI)×期中平均車両数伸び率

## (6) 一般管理費

#### イ 人件費

運送費人件費の算定要領と同じ。ただし、役員給与月額の上昇率は 運送費人件費の運転者の平均給与月額の上昇率の範囲内とし、また、 輸送力増強に伴う人員増は原則として認めない。

#### 口諸税

① 事業税

次式により算定する。

実績年度適正利潤×申請地区事業税々率

② その他

翌年度=実績額×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×期中平均車両数伸び率

## ハ その他経費

- ① 交際費、寄付金
  - 実績額とする。ただし、非課税限度額を限度とする。
- ② 固定資産償却費

翌年度=実績額×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×期中平均車両数伸び率 ③ その他

翌年度=実績額×(1+CPI)×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×(1+CPI)×期中平均車両数伸び率

# (7) 営業外費用

イ 金融費用

次式により算定する。

実績額+(所要資金-自己資金)×平均利率

## (算定基礎)

① 所要資金 車両購入及び施設改善のために要する資金とする。

② 自己資金減価償却費及び増資予定額(確定している場合のみ)とする。

口 車両売却損

次式により算定する。

(1両平均残存価格×代替車両数) - (1両平均売却価格×代替車両数)

# (算定基礎)

- ① 1 両平均残存価格・・・車両価格× 0.1
- ② 1両平均売却価格・・・最近の実績による売却価格(下取り価格)
- ③ 代替車両数・・・期中平均車両数÷実績平均使用期間

### ハ その他

翌年度=実績額×期中平均車両数伸び率 平年度=翌年度額×期中平均車両数伸び率

(8) 滴正利潤

次式により算定する。

乗用換算自己資本×資本利子率(0.1)÷(1-法人税等税率)

## (算定基礎)

- ① 乗用換算自己資本・・・自己資本に全事業の固定資産に占める乗 用事業用固定資産の比率を乗じて算出する。ただし、自己資本が欠 損となっている場合は、乗用換算自己資本金を基礎に算定する。
- ② 法人税等税率・・・法人税等税率は次式により算定する。法人税々率+ {法人税々率×(都道府県民税率+市町村税率+地方法人税率)}

#### 第7 運賃改定しない場合の収入算定

1 運送収入

次式により算定する。

車キロ当り収入×査定実車走行キロ (算定基礎)

車キロ当り収入・・・実績年度車キロ当り収入

2 運送雑収

実績年度運送雑収とする。

3 営業外収益

実績年度営業外収益とする。

## 第8 所要増収率の算定

次式により算定する。

(運賃原価ー(運送雑収+営業外収益))/運送収入-1

# 第9 運賃改定率の算定

運賃改定率は、原価計算の結果に基づく所要増収率と等しくなるよう算定する。なお、制度変更及び料金等の変更により増収効果が伴う場合には所要の修正を行うものとする。

## 第10 処分基準

上記第9項により算定した運賃改定率により、別添2の算出要領を用いて算出した運賃額をもって認可する。

一般乗用旅客自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準

一般乗用旅客自動車運送事業及びその他の事業に関連する収益及び費用並びに 固定資産 (無形固定資産及び投資等を除く。) は、その属する勘定項目ごとに、 それぞれ次の基準によって各事業に配分する。また、運賃原価算定等において、 一般乗用旅客自動車運送事業部門内部の配分を必要とする場合についても、この 基準を準用する。ただし、鉄道事業又は軌道業を兼営するものにあっては、当分 の間その事業について定める基準によるものとする。

なお、当該収益及び費用並びに固定資産が極めて少額である場合、または主たる事業に比較して兼営する事業の割合が小さいため、配分基準の算定が困難である場合には、その金額を主たる事業に負担させるものとする。

I 収益

営業外収益 営業収益の比率

- Ⅱ 費用
  - 1 営業費
    - (1) 運送費
      - イ 人件費 従業員の実働人日数の比率 ただし、技工の人件費について は車両修繕費の比率
      - ロ 燃料油脂費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率 (注1)
      - ハ 修繕費

車両修繕費 総走行キロの比率 ただし、外注修繕費、部品等については、当該事業在籍車両の総走行キロの比率

その他修繕費 期末有形固定資産額(車両及び土地を除く。)の比率

二 固定資産償却費

車両償却費 当該事業在籍車両の総走行キロの比率 その他償却費 期末有形固定資産額(車両及び土地を除く。)の比率

ホ 保険料

自賠責保険料 当該事業在籍車両の総走行キロの比率 車両保険料 同上

その他保険料 期末有形固定資産額(車両及び土地を除く。)の比率

- へ 施設使用料 実在延日車数の比率
- ト 施設賦課税 期末有形固定資産額 (車両を除く。)の比率 事業用車両に係るものは当該事業在籍車両の総走行キロの比率
- チ その他経費

- 事故賠償費 一
- 道路使用料 一

その他経費 実働延日車数の比率

- (2) 一般管理費 運送費 (または営業費から一般管理費を控除した金額) から減価償却費を控除した金額の比率
- 2 営業外費用
  - イ 金融費用 {営業費(減価償却費を除く。)の比率+期末有形固定資産 額の比率} × 1 / 2
  - ロ その他の費用 営業費(減価償却費を除く。)の比率

#### Ⅲ 固定資産

- 1 全事業部門から旅客自動車運送事業部門への配分 (営業収益の比率+期末専属有形固定資産額の比率) × 1/2
- 2 旅客自動車運送事業部門内の配分
  - イ 車両

事業用車両 当該事業在籍車両の総走行キロの比率 その他の車両 実働延日車数の比率

口 建物

営業所等現業関係の建物 実在延日車数の比率 その他の建物 従業員数の比率

- ハ 構築物 実在延日車数の比率
- 二 機械装置 実働延日車数の比率
- ホ 工具器具備品 実働延日車数の比率
- へ 土地 実在延日車数の比率
- ト 建物仮勘定 実在延日車数の比率

## (注1)

「当該事業在籍車両の総走行キロの比率」とは、事業計画上当該事業に配置されている車両が、当該事業以外の他の事業のために使用された場合において、 当該事業に配置されている全車両の総走行キロと、これから他事業に関わる部分の総走行キロを除いた、純当該事業に係わる総走行キロの比率をいう。

# (注2)

金融収益又は金融費用の各事業への配分にあたっては、次に掲げる金額はあらかじめ控除して配分を行い、配分後に「その他事業」の金融収益または金融費用として計上すること。

1 不動産事業を経営している事業者が、商品土地・建物に係る借入金利息を

金融費用として計上している場合の当該借入金利息の金額

- 2 イに掲げる事業者(経営する事業が1事業の者を含む。)は、口に掲げる金額
  - イ 事業年度終了の日において、投融資額\*が固定資産の部の合計額の1/ 10をこえる事業者
  - □ 金融収益・・・投融資額に係る受取配当金及び受取利息金融費用・・・{(期首投融資額+期末投融資額)×1/2}×実績仮入金利率
  - \* 投融資額は固定資産の投資等の合計額のうち、長期前払費用及び破産債 権等並びに支払保険料、敷金その他の直接収入を生じないものは除き、流 動資産である短期貸付金及び有価証券を含めたものとする。

# 改定運賃額の算出要領

改定運賃額の算出は、次のとおり行うこととする。

また、時間制加算運賃については、時間制初乗運賃に準じて行うこととする。

- 1. 距離制運賃及び時間制運賃の初乗運賃の算出
  - (1) 上限運賃の算出

改定前の上限運賃額に所要増収率を乗じた額(端数は10円単位に四捨五入した額)を改定上限運賃値上額とする。

(2) 距離制運賃の初乗運賃増収率

初乗運賃値上率は次式により算出する。

初乗運賃値上率=改定上限運賃値上額÷改定前の上限運賃額

初乗運賃増収率は次式により算出する。

初乗運賃増収率=初乗運賃値上率×距離制運賃及び時間制運賃の実績 年度収入に占める初乗運賃収入構成比

- 2. 距離制運賃の上限加算運賃の算出
  - (1) 加算運賃の所要増収率は次式により算出する。

加算運賃所要増収率=(所要増収率ー初乗運賃増収率)÷

加算運賃の収入構成比

(2) 上限加算運賃距離の算出

加算距離の算定は改定後の加算運賃額を設定の上、次式により算出した距離を上限運賃とする。

加算距離 = 現行の加算運賃の距離÷ (1+加算運賃所要増収率) × 改定後の加算運賃額÷改定前の加算運賃額

#### 附則

平成14年2月1日以降最初の運賃改定において現行の中型車及び小型車を 普通車として同一に取り扱うことに伴う運賃の調整の方法については、別に定 めるものとする。

# 自動認可運賃の設定方法

#### 1. 距離制運賃

(1) 下限運賃

下限運賃の初乗運賃額は、次の算式により算出する。

下限初乗運賃額=上限初乗運賃額×

別表 1 の分類に基づき算出した各運送原価の走行キロ当たり単価の総和

上限運賃の査定における総運送原価の走行キロ当たり単価

(注)運賃額の端数は、いずれも10円単位に切り上げした額とする。

別表 1 の分類に基づき事業者による差異を認めた経費については、その用いる額が合理的な数値となっているかどうか確認し、必要に応じて補正を行うこととする。

加算距離=距離制上限加算距離

÷(距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

(注)加算距離は、1m単位に四捨五入する。

(2) 自動認可運賃の範囲内の設定

上限運賃と下限運賃の範囲内において、10円単位で初乗運賃額を設定する。

各初乗運賃額に対応する加算運賃額は上限運賃の加算運賃額と同額と し、その加算距離は次の算式により算出する。

各加算距離=距離制上限加算距離

÷ (各距離制初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

## 2. 時間制運賃

(1) 下限運賃

距離制の初乗運賃額を基礎として、次の算式により算出する。

初乗運賃額=時間制上限運賃の初乗運賃額

× (距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

加算運賃額=時間制上限運賃の加算運賃額

× (距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

(2) 自動認可運賃の範囲内の設定

距離制運賃の初乗運賃額を基礎として、次の算式により算出する。

各初乗運賃額=時間制上限運賃額

× (各距離制初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

各初乗運賃額に対する加算運賃額は、次の算式により算出する。

各加算運賃額=時間制上限加算運賃額

× (各距離制初乗運賃額:距離制上限初乗運賃額)

#### 自動認可運賃等の申請に対する処理手続等

## 第1 自動認可運賃の設定

別添 2 により算出した上限運賃を用いて、距離制運賃及び時間制運賃の 自動認可運賃を設定するものとする。

自動認可運賃を設定した時は、速やかにこれを公示する。

#### 第2 申請に対する処理手続

1 申請者の申請運賃の変更

自動認可運賃を公示した場合において運賃の認可申請を行っている者は、 関東運輸局長が自動認可運賃を公示後2週間以内に、自動認可運賃に申請 額を変更することができるものとする。

また、この場合において初乗距離を短縮する運賃を設定する申請を行っている者は、本来の初乗距離を超えた運賃額が自動認可運賃となるよう、再度申請を行うものとする。

## 2 運賃の認可

公示後2週間経過した後、地方運輸局長は自動認可運賃の申請については、速やかにこれを認可することとする。なお、運転者の労働条件の改善を図ることを目的とした運賃改定について認可する場合は、事業者に対し、運転者の労働条件の改善のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の改善の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

また、今後の運賃改定において、改定を行わなかった結果、認可運賃が 実質的に自動認可運賃の下限を下回る運賃となった場合には、その時点で 認可に原則1年の期限を付すこととする旨及び自動認可運賃に該当しない 運賃と同様に取り扱う旨の条件を付すこととする。

なお、上記 1 による申請額の変更がない場合は、次により処分を行うこととする。

- (1) 申請の初乗運賃額が上限運賃を上回っている場合 上限運賃額に修正して認可することとする。
- (2) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃を下回っている場合 当該申請について第3自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領

により個別に判断をすることとする。

(3) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃の範囲内にあるが自動認可運賃に適合しない運賃の場合

距離制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額と同じ自動認可 運賃(初乗運賃と加算運賃の比率が自動認可運賃と同等であって、加算 距離を、加算運賃額が自動認可運賃の加算運賃額以下となるように設定 したものを含む。)を認可することとする。

時間制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額にもっとも近い 自動認可運賃を認可することとする。

## 第3 自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領

申請運賃が当該運賃適用地域の自動認可運賃(第2 2(3)に掲げるものを含む。)に該当せず、かつ、運賃改定を伴わない運賃に係る申請については、以下のとおり処理する。

## 1 原価及び収入の算定

申請者において実績年度の原価及び収入をもとに、別紙2第2から第8により算定した(これによらない場合は、合理的な理由を付した上でこれに準じた形で算定した)書類を作成の上申請書に添付して提出することを求めることとする。

地方運輸局長においては、この添付書類をもとに、平年度における申請者の原価及び収入を査定することとする。

ただし、人件費については申請者の運転者1人当たり平均給与月額(福利厚生費を含む。以下同じ。)が原価計算対象事業者の運転者1人当たり平均給与月額の平均の額(以下「標準人件費」という。)を下回っているときは、標準人件費で人件費を査定することとする。

人件費以外の原価については、別表2の分類により、各原価ごとに、申請者の実績値又は原価計算対象事業者の走行キロ当たりの原価に基づき査定する。ただし、後者のものにあっても、申請事業者の事業形態等に鑑みて、申請事業者の実績値に基づき査定することに十分な合理性が認められる場合にはこれを妨げない。

なお、申請事業者の実績値に基づき査定する場合には、その値が当該事業者の事業の実態を適切に反映した値となっているかどうかについて、当該事業者の事業計画との照合等により十分に確認するものとする。

新規参入事業者から申請があった場合は、少なくとも1年間は自動認可 運賃を採用することを指導することとする。また、審査に当たっては、類 似した事業を行っている事業者の実績値、または同一地域で申請運賃を実施している事業者の実績値をもとに査定することとする。

## 2 運賃査定額の算定

上記1による査定を行った上で平年度における収支率が 100%となる変更後の運賃額(以下「運賃査定額」という。)を算定することとする。ただし、運賃査定額が自動認可運賃となる場合にあっては申請額に最も近い自動認可運賃額をもって運賃査定額とすることとする。

#### 3 申請に対する処分

- (1) 申請額が運賃査定額以上である場合は、申請額で認可することとする。また、申請額が運賃査定額に満たない場合は運賃査定額を申請者に通知し、通知後2週間以内に申請額を運賃査定額に変更することができることする。変更申請がない場合は、当該申請を却下する。
- (2) 申請の認可に当たっては、地域における事業者のシェア、地域における流し営業の比率及び地域における運転者の賃金体系の特徴等を勘案し、 不 当な競争を引き起こすこととなるおそれについても審査することとす る。
- (3) 申請の認可に当たっては、初乗運賃と加算運賃の比率が当該運賃適用 地域における上限運賃の比率と同等のものとなるような加算距離とする こととする。また、加算距離は、加算運賃額が自動認可運賃の加算額以 下となるように設定することとする。
- (4) 申請の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。
  - ① 認可の期限は原則1年間とすること。
  - ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、 利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要 であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等に ついて、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。
- (5) 現に認可されている運賃のうち、認可後の経済社会情勢の変化などに

より、不当な競争を引き起こすこととなるおそれが生じていると認められるものについて、それが旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合には、道路運送法第31条に基づく事業改善命令により、運賃の変更を命ずることとする。

なお、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合に該当するか否かの認定については、当該運賃を認可した時点からの経済社会情勢の変化の状況などを勘案し、当該運賃を実施し続けることが利用者の保護を著しく欠く事態を招いていないかどうか等について総合的に判断することとする。

#### 第4 その他

1 距離制運賃の初乗距離の短縮について

距離制運賃において、初乗距離を短縮する運賃制度については、平成 14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料 金に関する制度について」1. (3)イ⑥を満たすことが必要であるが、さ らに、初乗距離に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合に は、本紙4. (1)に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものと みなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないもの とする。

なお、初乗距離を短縮する申請にあっては、①運賃内容が利用者に分かり易く表示され、また、周知されること、②運転者の近距離旅客に対する敬遠防止について事業者の適切な指導・教育が十分行われること、について当該申請者を指導することとする。

2 時間制運賃の初乗時間等の短縮について

時間制運賃において、初乗時間又は加算時間を短縮する場合については、当該短縮の結果、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、4. (1)に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。ただ

し、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

なお、時間制運賃額の計算上、運賃額に端数が生じることとなる場合は、利用者の不利とならないよう調整するものとする。

3 福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃の設定について

平成14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」4.の規定により、福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃を設定する場合にあっては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の書類の添付が必要ないと認める場合として公示したときは、申請の公示を省略するとともに、標準

処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

4 個人タクシー事業者に係る運賃認可の取扱いについて

個人タクシー事業者が、自動認可運賃を下回る運賃を設定しようとする場合にあっては、申請に係る運賃適用地域における既存の法人タクシー事業者において認可されている最低の運賃を下回る運賃は認めないこととする。

## タクシー事業の情報提供ガイドライン

#### 第1 事業者団体における情報提供

次の項目により積極的に情報公開を行うこととする。なお、具体的内容等は情報公開の趣旨に沿うよう創意工夫のうえ実施するものとする。

- (1) 利用者に対する基礎的な情報提供
  - ① 運賃ブロックごとの運賃料金のメニュー、金額の一覧
  - ② 運賃料金、サービス等に関する問い合わせ先の明示
  - ③ サービス等の苦情に関する問い合わせ先の明示
- (2) 運賃改定申請時及び実施時の情報提供

## (運賃改定申請時)

- ① 申請の内容(申請理由、申請の概要、運賃改定率、申請・現行運賃額 比較表)
- ② 収支の実績年度及び平年度の推定(平年度の需要見通しを含む。)
- ③ これまでの経営合理化の状況、今後の取組み
- ④ 運賃料金の多様化の内容 (新たな制度、営業割引の内容)

## (運賃改定実施時)

- ① 運賃改定の内容(改定の概要、改定率、現行・改定運賃額比較表)
- ② 新たに設定する運賃料金の内容
- ③ 主要区間の新旧運賃料金比較表
- ④ 今後の合理化計画の内容
- ⑤ 今後のサービス向上策の内容
- (3) 運賃改定のフォローアップ (定期的に公表)
  - ① 合理化計画の実施状況
  - ② サービス向上策の実施状況
- (4) その他
  - ① 民間公聴会 (関係事業者団体が主催する消費者団体等の関係者との懇談会)の定期的開催
  - ② その他葉書、モニター等による利用者意見の把握

# 第2 関東運輸局における情報提供

- (1) 基礎的な情報提供
  - ① 運賃改定の審査基準、標準処理期間
  - ② 行政の苦情に関する問い合わせ先の明示

(2) 運賃改定申請時及び認可時の情報提供

(運賃改定申請)

- ① 申請の内容(申請日、申請者名、申請の概要)
- ② その他特に必要な事項

(運賃改定認可時)

- ① 認可の内容
- ② 運賃改定に当たっては、原価計算対象事業者の平均原価
- ③ その他運賃改定認可に併せて事業者団体に要請した事項
- (3) 運賃改定のフォローアップ (定期的に公表)
  - ① 運賃改定後の経営内容等

# 第3 情報提供の方法

(1) 事業者団体

リーフレット等の車内配布、広報誌及びテレビ・新聞等マスメディアを 通じた公表、インターネットによる情報発信、利用者窓口

# (別表1)下限運賃の設定における原価の査定

			原価項目•内訳•内容	!	事業者による差異の有無
			運転者人件費	(給与、手当、法定福利•厚生費等)	×
		人件費	その他人件費	(運行管理者、整備管理者等)	×
		燃料油脂費	燃料費•油脂費	0	
	運送費	車両修繕費	車両修繕費	(主に所有車両に係る修繕費)	×
		車両償却費	車両償却費	(所有車両に係る償却費)	0
			その他償却費	(営業所、車庫等に係る償却費)	×
			その他修繕費	(営業所、車庫等に係る修繕費)	×
営業費		その他運送費	諸税	(自動車税、自動車重量税、その他)	×
西木貝			保険料	(自賠責保険料、任意保険、その他)	×
			車両リース料	(事業用車両のリース料)	0
			その他	X	
	一般管理費	人件費	役員報酬	(取締役、監査役報酬)	0
			その他	(役員以外の一般管理部門人件費)	×
		諸税	諸税	(事業税)	×
		その他経費	その他	(タクセン負担金、自賠責、教育実習費等)	×
	営業外費用	金融費用		(借入金利息、支払手形利息等)	0
営業外費用		車両売却損		(事業用車両の売却による差損)	0
ロホバ泉川		その他		(貸倒償却、雑支出等)	0
適正利潤					×

# (別表2) 下限割れ運賃の審査における原価の査定

			原価項目•内訳•内容	:	事業者による差異の有無
		人件費	運転者人件費	(給与、手当、法定福利・厚生費等)	×
			その他人件費	(運行管理者、整備管理者 等)	×
		燃料油脂費	燃料費▪油脂費	0	
		車両修繕費	車両修繕費	(主に所有車両に係る修繕費)	×
		車両償却費	車両償却費	(所有車両に係る償却費)	0
	運送費		その他償却費	(営業所、車庫等に係る償却費)	×
			その他修繕費	(営業所、車庫等に係る修繕費)	×
営業費		その他運送費	諸税	(自動車税、自動車重量税、その他)	×
<b>当</b> 木貝			保険料	(自賠責保険料、任意保険、その他)	×
			車両リース料	(事業用車両のリース料)	0
			その他	×	
	一般管理費	人件費	役員報酬	(取締役、監査役報酬)	0
			その他	(役員以外の一般管理部門人件費)	×
		諸税	諸税	(事業税)	×
		その他経費	その他	(タクセン負担金、自賠責、教育実習費等)	×
	営業外費用	金融費用		(借入金利息、支払手形利息 等)	0
営業外費用		車両売却損		(事業用車両の売却による差損)	0
口木/「貝川		その他		(貸倒償却、雑支出 等)	0
適正利潤					0

別 紙

	75.
改正	現 行
公 示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。
平成14年1月17日	平成14年1月17日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄
記	記
1. (略)	1. (略)
2. 運賃改定手続の開始等 (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が5割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。 (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が5割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこ	2. 運賃改定手続の開始等 (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が7割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。 (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が7割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこ

ととする。

のとする。

① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するも

ととする。

のとする。

① 申請率が5割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するも

- ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な申請により申請率が<u>5</u>割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。
- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が <u>5</u>割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものと する。
- (3) (略)
- 3. ~8. (略)

#### 附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離との加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
- 2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則(平成14年4月24日 一部改正)

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

- ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。
- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が <u>7</u>割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものと する。
- (3) (略)
- 3. ~8. (略)

#### 附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離との加算運賃及び加算距離との加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
- 2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則(平成14年4月24日 一部改正)

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

|附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

|附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

附則(平成21年9月30日 一部改正)

本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成26年12月11日 一部改正)

本公示は、平成26年12月11日以降に処分するものから適用する。 附則(令和4年12月13日 一部改正)

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

#### 附則(令和6年12月24日 一部改正)

- 1 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に申請のあったものから適用し、既に申請のあったものにも遡及して適用する。
- 2 2. (1)の規定における申請率を満たした場合にあっても、改正前の 運賃適用地域における申請率が5割以上となった場合、改正前の当該運賃 適用地域に限り、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開 始できるものとする。この場合、2. (2)の規定中「運賃適用地域」と あるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。
- 3. 以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。

(別 添)

## 運賃適用地域

運賃適用地域名	適	用	地	域	(営業区域)
特別区・武三地区	特別区・武三交通	圈			

|附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

附則(平成21年9月30日 一部改正)

本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成26年12月11日 一部改正)

本公示は、平成26年12月11日以降に処分するものから適用する。 附則(令和4年12月13日 一部改正)

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

(別 添)

運賃適用地域

運賃適用地域名	谪	用	地	域	(営業区域)	
イスグごうぐっ	,	/13	-	-20	ヘロホロック	
特別区・武三地区	特別区・武三交	通圏				
付別区 瓦二地区	特別区・此二父	. 四色				

多摩地区	北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
東京島しょ地区	島しょ区域
京浜地区	京浜交通圏
相模・鎌倉地区	県央交通圏、湘南交通圏
小田原地区	小田原交通圏
埼玉南部地区	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏
埼玉北部地区	県北交通圏、秩父交通圏
群馬地区	群馬県全域
千葉地区	<u>千葉県全域</u>
茨城地区	茨城県全域
栃木地区	栃木県全域
山梨地区	山梨県全域

別紙1、別紙2 (略)

別紙2・別添1、別添2 (略)

別紙3~別紙5 (略)

(別表1)、(別表2) (略)

多摩地区	北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
島しょ地区	島しょ区域
京浜地区	京浜交通圏
相模・鎌倉地区	県央交通圏、湘南交通圏
小田原地区	小田原交通圏
埼玉県A地区	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏
埼玉県B地区	県北交通圏、秩父交通圏
群馬県A地区	東毛交通圏、中・西毛交通圏
群馬県B地区	沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏
千葉県A地区	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏
千葉県B地区	東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏、外房交
	交通圏、南房交通圏
茨城県地区	茨城県全域
栃木県地区	栃木県全域
山梨県A地区	甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交
	通圏
山梨県B地区	峡南交通圏、東部・富士北麓交通圏

別紙1、別紙2 (略)

別紙2・別添1、別添2 (略)

別紙3~別紙5 (略)

(別表1)、(別表2) (略)

別 紙

	ለካ ነላ
改正	現 行
公示	公 示
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。
平成14年1月17日	平成14年1月17日
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄 
記	記
1. (略)	1. (略)
2. 運賃改定手続の開始等 (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が7割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始することとする。 (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が7割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこ	

ととする。

のとする。

① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するも

ととする。

のとする。

① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するも

- ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。
- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が7割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

3. ~8. (略)

#### 附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
- 2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則(平成14年4月24日 一部改正)

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

- ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。
- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が7割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

3. ~8. (略)

#### 附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
- 2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

|附則(平成14年4月24日 一部改正)

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

|附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

|附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

|附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

附則(平成21年9月30日 一部改正)

本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成26年12月11日 一部改正)

本公示は、平成26年12月11日以降に処分するものから適用する。 附則(令和4年12月13日 一部改正)

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

(別添) (略)

別紙1、別紙2 (略)

別紙2・別添1、別添2 (略)

別紙3~別紙5 (略)

(別表1)、(別表2) (略)

|附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。

附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

附則(平成21年9月30日 一部改正)

本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成26年12月11日 一部改正)

本公示は、平成26年12月11日以降に処分するものから適用する。

(別添) (略)

別紙1、別紙2 (略)

別紙2・別添1、別添2 (略)

別紙3~別紙5 (略)

(別表1)、(別表2) (略)

 改 正
 現 行

 公 示
 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

> 平成14年1月17日 関東運輸局長 上子道雄

記

1. ~8. (略)

#### 附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の完税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の初乗運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
- 2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則(平成14年4月24日 一部改正)

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

> 平成14年1月17日 関東運輸局長 上子道雄

1. ~8. (略)

#### 附則

- 1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離は免税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算距離と同一とするものとする。
- 2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

|附則(平成14年4月24日 一部改正)

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

|附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

|附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

|附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

附則(平成21年9月30日 一部改正)

本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成26年12月11日 一部改正)

本公示は、平成26年12月11日以降に処分するものから適用する。

(別添)

# 運賃適用地域

·	<u> </u>
運賃適用地域名	適 用 地 域(営業区域)
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏
多摩地区	北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
島しょ地区	島しょ区域
京浜地区	京浜交通圏
相模・鎌倉地区	<b>県央交通圏、湘南交通圏</b>
小田原地区	小田原交通圏
埼玉県A地区	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏
埼玉県B地区	県北交通圏、秩父交通圏

| 1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

|附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

|附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

|附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

|附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。

附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

|附則(平成21年9月30日 一部改正)

本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

(別添)

# 運賃適用地域

	l .
運賃適用地域名	適 用 地 域(営業区域)
特別区・武三地区	特別区・武三交通圏
多摩地区	北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
島しょ地区	島しょ区域
京浜地区	京浜交通圏
相模・鎌倉地区	<b>県央交通圏、湘南交通圏</b>
小田原地区	小田原交通圏
埼玉県A地区	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏
埼玉県B地区	県北交通圏、秩父交通圏

群馬県A地区	東毛交通圏、中・西毛交通圏
群馬県B地区	沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏
千葉県A地区	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏
千葉県 B 地区	東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏、外房交通圏、
	南房交通圏
茨城県地区	茨城県全域
栃木県地区	栃木県全域
山梨県A地区	甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交通圏
山梨県B地区	峡南交通圏、東部・富士北麓交通圏

別紙1(略)

別紙2

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃原価収入算定・処分基準

第1~第6 2 (7)(略)

(8) 適正利潤

次式により算定する。

乗用換算自己資<u>本</u>×資本利子率(0.1)÷(1-法人税等税率) (算定基礎)

- ① 乗用換算自己資本・・・自己資本に全事業の固定資産に占める乗 用事業用固定資産の比率を乗じて算出する。ただし、自己資本が欠 損となっている場合は、乗用換算自己資本金を基礎に算定する。
- ② 法人税等税率・・・法人税等税率は次式により算定する。 法人税々率+ {法人税々率×(都道府県民税率+市町村税率<u>+地</u> 方法人税率)}

第7~第10(略)

群馬県A地区	東毛交通圏、中・西毛交通圏
群馬県B地区	沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏
千葉県A地区	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏
千葉県B地区	東総交通圏、山武・東金交通圏、市原交通圏、東海交通圏、
	南房交通圏
茨城県地区	茨城県全域
栃木県地区	栃木県全域
山梨県A地区	甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交通圏
山梨県B地区	峡南交通圏、東部・富士北麓交通圏

別紙1(略)

別紙2

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃原価収入算定・処分基準

第1~第6 2 (7)(略)

(8) 適正利潤

次式により算定する。

乗用換算自己資金×資本利子率(0.1)÷(1-法人税等税率) (算定基礎)

- ① 乗用換算自己資金・・・自己資本に全事業の固定資産に占める乗 用事業用固定資産の比率を乗じて算出する。ただし、自己資本が欠 損となっている場合は、乗用換算自己資本を基礎に算定する。
- ② 法人税等税率・・・法人税等税率は次式により算定する。 法人税々率+ [法人税々率×(都道府県民税率+市町村税率)]

第7~第40 (略)

# 平成26年12月11日付一部改正

別紙2・別添1	(略)	別紙2・別添1	(略)
別紙2・別添2	(略)	別紙2・別添2	(略)
別紙3	(略)	別紙3	(略)
別紙 4	(略)	別紙 4	(略)
別紙 5	(略)	別紙 5	(略)
(別表 1)	(略)	(別表 1)	(略)
(別表2)	(略)	(別表2)	(略)

現 行	改正
公示	公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

> 平成14年1月17日 関東運輸局長 上子道雄

記

#### 1. 運賃適用地域

運賃改定(需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別添に定める地域(以下「運賃適用地域」という。)において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。(以下同じ。))申請については、運賃適用地域ごとに行う。

#### 2. 運賃改定手続の開始等

- (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が7割以上となった場合に、運賃改定手続を開始することとする。
- (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が7割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。
  - ① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するも

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法第 9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

> 平成14年1月17日 関東運輸局長 上子道雄

記

#### 1. 運賃適用地域

運賃改定(需要構造、原価水準等を勘案して運賃改定手続をまとめて取り扱うことが合理的であると認められるものとして別添に定める地域(以下「運賃適用地域」という。)において普通車の最も高額の運賃よりも高い運賃を設定することをいう。以下同じ。)申請については、運賃適用地域ごとに行う。

#### 2. 運賃改定手続の開始等

- (1) 運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が7割以上となった場合に、運賃改定手続を開始することとする。
- (2)運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下げにより申請率が7割を下回る事態となった場合には、次のとおり取り扱うこととする。
- ① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するも

のとする。

- ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。
- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が7割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。
- 3. 運賃改定の要否の判定、原価及び収入の算定
  - (1) 運賃改定の要否の判定に当たっては、実績年度を基準とし別紙1により 行うものとする。

実績年度の期間については、4月1日より翌年3月末日までとする。これと異なる決算期間を用いている場合は、事業期間を4月1日より翌年3月末日までに期間を修正するものとする。

- (2) 原価及び収入の算定に当たっては、運賃改定の要否の判定において運賃 改定を行う必要がないと判断される場合を除き、別紙2により原価及び収 入の算定を行うこととする。
- (3) 運賃改定の要否の判定において、運賃改定を行う必要がないと判断された場合には、申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。
- 4. 自動認可運賃の設定、及び認可申請の取扱いについて
  - (1) 自動認可運賃に係る運賃設定及び認可申請の取扱いについて

上記3.(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする範囲内の初乗運賃額及び当該初乗運賃額に対応した加算距離及び加算運賃額について、別紙3により設定される運賃を自動認可運賃として設定するとともに、道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第10条の3第3項の規定に基づき、運賃の認可申請に当たって原価計算書その他の運賃の算出の基礎を記載した書類(以下「原価計算書等」という。)の添付の必要がないと認める場合として事前に公示するものとする。当該公示した自動認可運賃に該当する

のとする。

- ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運賃改定手続を再開するものとする。
- ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が7割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。
- (3) なお、(1)において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び(2)③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。
- 3. 運賃改定の要否の判定、原価及び収入の算定
  - (1) 運賃改定の要否の判定に当たっては、実績年度を基準とし別紙1により 行うものとする。

実績年度の期間については、4月1日より翌年3月末日までとする。これと異なる決算期間を用いている場合は、事業期間を4月1日より翌年3月末日までに期間を修正するものとする。

- (2) 原価及び収入の算定に当たっては、運賃改定の要否の判定において運賃 改定を行う必要がないと判断される場合を除き、別紙2により原価及び収 入の算定を行うこととする。
- (3) 運賃改定の要否の判定において、運賃改定を行う必要がないと判断された場合には、申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。
- 4. 自動認可運賃の設定、及び認可申請の取扱いについて
  - (1) 自動認可運賃に係る運賃設定及び認可申請の取扱いについて

上記3.(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする範囲内の初乗運賃額及び当該初乗運賃額に対応した加算距離及び加算運賃額について、別紙3により設定される運賃を自動認可運賃として設定するとともに、道路運送法施行規則(以下「施行規則」という。)第10条の3第3項の規定に基づき、運賃の認可申請に当たって原価計算書その他の運賃の算出の基礎を記載した書類(以下「原価計算書等」という。)の添付の必要がないと認める場合として事前に公示するものとする。当該公示した自動認可運賃に該

運賃の認可申請については、申請の公示を省略するとともに、標準処理期 間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(2) 自動認可運賃に該当しない運賃に係る認可申請の取扱い

自動認可運賃に該当しない運賃の認可申請で運賃改定申請以外のものの 認可に当たっては、認可要件に沿って、不当な競争を引き起こすおそれが ないかどうかや不当に差別的なものでないか等を個別に審査する。

(3) その他

その他自動認可運賃等の申請に対する処理手続等については別紙4によ る。

- 5.福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃、料金及び割15.福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃、料金及び割 引運賃の取扱いについて
- (1) 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可の申請については、「一般 乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービスに限る。)に 関する制度について」(平成18年11月30日関東運輸局長公示)によ 処理を行うこととする。
  - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者から福祉輸送サービスに係る運賃及び料 金の設定又は変更の認可の申請があったときは、次の方針により取り扱う ものとする。

#### イ ケア運賃

福祉輸送サービスの実態を踏まえ、以下の①~③に例示する運賃等、 距離制によらない運賃のみを設定することができるものとし、距離制に よる運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等について弾力 的に取扱うものとする。

また、運賃の割引、料金の設定については、輸送の実態に応じた弾力 的な取扱いができるものとし、介護料金等旅客の運送に直接伴うもので はない料金については、認可も届出も不要とする。

ただし、自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃 を設定しようとする場合にあっては、必要に応じて原価計算書等(「一般 乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可申請の審査基準について」(平 成14年1月17日関東運輸局長公示)別紙4第3の1にいう添付書類 をいう。以下同じ。)の提出を求め、所要の審査を行うこととする。

当する運賃の認可申請については、申請の公示を省略するとともに、標準 処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(2) 自動認可運賃に該当しない運賃に係る認可申請の取扱い 自動認可運賃に該当しない運賃の認可申請で運賃改定申請以外のものの 認可に当たっては、認可要件に沿って、適正な原価に適正な利潤を加えた ものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと 及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別 に審査することとする。

(3) その他

その他自動認可運賃等の申請に対する処理手続等については別紙4によ る。

- 引運賃の取扱いについて
  - (1) 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可の申請については、「一般 乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービスに限る。) 関する制度について」(平成18年11月30日関東運輸局長公示) り処理を行うこととする。
  - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者から福祉輸送サービスに係る運賃及び料 金の設定又は変更の認可の申請があったときは、次の方針により取り扱う ものとする。

# イ ケア運賃

福祉輸送サービスの実態を踏まえ、以下の①~③に例示する運賃等、 距離制によらない運賃のみを設定することができるものとし、距離制に よる運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等について弾力 的に取扱うものとする。

また、運賃の割引、料金の設定については、輸送の実態に応じた弾力 的な取扱いができるものとし、介護料金等旅客の運送に直接伴うもので はない料金については、認可も届出も不要とする。

ただし、自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃 を設定しようとする場合にあっては、必要に応じて原価計算書等(「一般 乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可申請の審査基準について」(平 成14年1月17日関東運輸局長公示)別紙4第3の1にいう添付書類 をいう。以下同じ。)の提出を求め、所要の審査を行うこととする。

- ① 時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの。
- ② 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの。
- ③ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの。 また、共同配車センター(共同して限定許可等通達記 I. 1. (2) に規定する福祉輸送自動車を配車するために設置された施設をいう。) を介して行う福祉輸送サービスに係る運賃及び料金については、5. (2) ハ 民間救急運賃の設定に準じて、輸送の実態に応じた運賃及び料金 を別途設定することができるものとする。

#### 口 介護運賃

事業者の判断により多様な運賃の設定方式がありうること等を踏まえ、 審査基準の弾力的な取扱いを図るものとする。

具体的には、自動認可運賃に該当しない運賃を設定しようとする場合であって、運賃改定を伴わないときには、原価計算書等の提出を求めず、 自動認可運賃に準じた処理手続によるものとする。

なお、この場合においても、提供される輸送サービスの内容と比較して、設定しようとする運賃の額が著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎないと認められるときは、この限りでないものとする。

#### ハ 民間救急運賃

民間救急運賃の適用方法等については、以下のとおりとし、輸送の実態に応じた運賃料金を設定することができるものとする。

なお、民間救急運賃の認可申請の認可に当たっては、原価計算書等の 提出を求め、所要の審査を行うことする。ただし、当該地域において既 に定着していると認められるものについては、審査基準及び処理期間等 について弾力的に取扱うものとする。

① 運賃の適用方法

基本運賃は、原則、時間制運賃とし、運賃の算定は、旅客が乗車した時から旅客の輸送を終了するまでに要した時間によるものとする。この場合、別途、定額の待料金、迎車回送料金を設定することができるものとする。

② 車種区分

車種は福祉自動車として一区分とする (軽自動車は除く。)。

③ 特別な設備を有する車両の割増 寝台等固定した設備を有する車両に限って適用することができるもの

- ① 時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの。
- ② 一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの。
- ③ 一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの。 また、共同配車センター(共同して限定許可等通達記 I. 1. (2) に規定する福祉輸送自動車を配車するために設置された施設をいう。) を介して行う福祉輸送サービスに係る運賃及び料金については、5. (2) ハ 民間救急運賃の設定に準じて、輸送の実態に応じた運賃及び料金 を別途設定することができるものとする。

#### 口 介護運賃

事業者の判断により多様な運賃の設定方式がありうること等を踏ま え、審査基準の弾力的な取扱いを図るものとする。

具体的には、自動認可運賃に該当しない運賃を設定しようとする場合であって、運賃改定を伴わないときには、原価計算書等の提出を求めず、 自動認可運賃に準じた処理手続によるものとする。

なお、この場合においても、提供される輸送サービスの内容と比較して、設定しようとする運賃の額が著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎないと認められるときは、この限りでないものとする。

#### ハ 民間救急運賃

民間救急運賃の適用方法等については、以下のとおりとし、輸送の実態に応じた運賃料金を設定することができるものとする。

なお、民間救急運賃の認可申請の認可に当たっては、原価計算書等の 提出を求め、所要の審査を行うことする。ただし、当該地域において既 に定着していると認められるものについては、審査基準及び処理期間等 について弾力的に取扱うものとする。

① 運賃の適用方法

基本運賃は、原則、時間制運賃とし、運賃の算定は、旅客が乗車した時から旅客の輸送を終了するまでに要した時間によるものとする。この場合、別途、定額の待料金、迎車回送料金を設定することができるものとする。

② 車種区分

車種は福祉自動車として一区分とする (軽自動車は除く。)。

③ 特別な設備を有する車両の割増 寝台等固定した設備を有する車両に限って適用することができるもの とし、割増率は事業者の申請に基づき2割以内で設定できるものとする。

④ その他、運賃の割引、料金の設定等については、輸送の実態に応じた弾力的な取扱いができるものとする。

#### (3) 標準処理期間等

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について」(平成14年1月31日付け関自旅二第6563号)にかかわらず、上記(2)口の場合については自動認可運賃に準じて取り扱うものとする。また、既に他の事業者が認可を受けているものと同様の運賃・料金を設定するものである場合は、速やかに認可を行うものとする。

6. 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱いについて 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金については、運賃改定時以外 においても随時申請が行えるものとし、<u>その多様化を図ることに留意しつつ、</u> 以下のように取り扱うこととする。

この場合において、処理の迅速化を図るため、(1)、(2)イ、(3)及び(4)に規定する申請のうち、運賃適用地域において既に定着(利用者の著しい混乱が生じていないこと及び不当な競争を引き起こす状況にないことについて確認がなされたものをいう。以下同じ。)していると認められるものについては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示するものとする。

また、(2)イ、口及び(3)に規定する申請のうち、当該割引又は割増率の引き下げを行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされた場合(確認を行おうとする場合を含む。以下同じ。)には、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の一部の添付を省略することができる場合として公示するものとする。当該公示に当たっては、当該運賃の割引又は割増率の引き下げに関する直近(少なくとも申請日前6か月間)の輸送実績、運送収入、実績年度の総運送収入等の書類(以下「簡素化した書類」という。)の添付をもって足りることとする旨を併せて公示するものとする。

(1) 定額運賃に係る申請の処理

定額運賃に係る認可申請については、乗り場等における利用者の混乱の防止及び運賃の適正収受のための措置が講じられているかを確認の上、距離制運賃との比較で不当に差別的なものとならないかとの観点から審査す

とし、割増率は事業者の申請に基づき2割以内で設定できるものとする。 4 その他、運賃の割引、料金の設定等については、輸送の実態に応じ

た弾力的な取扱いができるものとする。

#### (3) 標準処理期間等

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について」(平成14年1月31日付け関自旅二第6563号)にかかわらず、上記(2)口の場合については自動認可運賃に準じて取り扱うものとする。また、既に他の事業者が認可を受けているものと同様の運賃・料金を設定するものである場合は、速やかに認可を行うものとする。

6. 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱いについて 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金については、運賃改定時以外 においても随時申請が行えるものとし、以下のように取り扱うこととする。 この場合において、処理の迅速化を図るため、(1)に規定する申請のうち、 運賃適用地域において既に定着(利用者の著しい混乱が生じていないこと及 び不当な競争を引き起こす状況にないことについて確認がなされたものをい う。以下同じ。)していると認められるものについては、施行規則第10条

の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示するものとする。

# (1) 定額運賃に係る申請の処理

定額運賃に係る認可申請については、乗り場等における利用者の混乱の防止及び運賃の適正収受のための措置が講じられているかを確認の上、距離制運賃との比較で不当に差別的なものとならないかとの観点から審査す

ることとする。

また、当該申請のあった運賃が当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(2) 運賃の割引に係る申請の処理

以下に掲げる運賃の割引に係る認可申請については、認可要件に沿って、 利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないか、又は他の事業者と の間に不当な競争を引き起こすおそれがないかについて審査することとす る。

#### イ 遠距離割引及び営業的割引

遠距離割引及び営業的割引に係る認可申請については、当該申請に係 る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3 項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として 公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標 準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

また、これらの認可申請に係る運賃の割引が、当該割引を行うことに よって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることに ついて確認がなされたものとして施行規則第10条の3第3項の規定に 基づき公示したものに該当するときは、簡素化した書類の添付をもって 足りることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うもの とする。

 ることとする。

また、当該申請のあった運賃が当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(2) 運賃の割引に係る申請の処理

以下に掲げる運賃の割引に係る認可申請については、認可要件に沿って、 適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別 的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引 き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る 考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体と して適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて 個別に審査することとする。

イ 遠距離割引及び営業的割引

遠距離割引及び営業的割引の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況(増収率、運転者1人当賃金上昇率及び運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動状況等。以下同じ。)を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、 利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要 であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等に ついて、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反(労働基準法違反、最低賃金法違反、社会保険等未加入、道路交通法違反、改善基準告示違反等。以下同じ。)により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。
- ロ 試行的な割引

事業者の創意工夫による新たな運賃の割引については、地域、利用者

たな運賃の割引については、<u>期間、</u>地域、利用者等について限定を付した上で、<u>当該割引を行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされたものとして施行規則第10条の3第3項の規定に基づき公示したものに該当するときは、簡素化した書類の添付をもって足りることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。</u>

# (3) 運賃の割増率の引き下げ等に係る申請の処理

運賃の割増率の引き下げ(廃止を含む。以下同じ。)に係る認可申請については、認可要件に沿って、<u>利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないか、又は他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないかについて審査することとする。</u>

運賃の割増率の引き下げについては、割増率の引き下げを行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされたものとして施行規則第10条の3第3項の規定に基づき公示したものに該当するときは、簡素化した書類の添付をもって足りることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

等について限定を付した上で認可するものとするが、その他、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、 利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要 であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等に ついて、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

#### (3) 運賃の割増率の引き下げ等に係る申請の処理

運賃の割増率の引き下げ(廃止を含む。以下同じ。)に係る認可申請については、認可要件に沿って、<u>適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査</u>することとする。

審査に当たっては、特に、自動認可運賃に該当しない運賃の審査に係る 考え方を適用して、割引運賃を実施した後の事業者の運賃収入が、全体と して適正な原価に適正な利潤を加えたものとなっているかどうかについて 個別に審査することとする。

なお、認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。

- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。

#### (4) 料金に係る申請の処理

料金に係る申請については、料金水準がサービスの内容に対応したものであることを確認の上、認可要件に沿って、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないか、若しくは旅客が利用することを困難にするおそれがないか、又は他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないかについて審査することとする。

また、当該申請のあった料金が当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

7. 運賃改定の手続・内容の透明性の確保等

運賃改定の手続・内容についての透明性を図るとともに、利用者等への情報提供による事業の一層の効率化を促進するため、運賃改定時はもとより、運賃改定時以外にも必要な情報を提供する等情報の公開を促進する必要がある。このため、別紙5のタクシー事業の情報提供ガイドラインにより情報提供を確実に実施することとする。

8. サービス改善等の指導

運賃改定の機会をとらえて、サービスの改善、安全運行の確保等について 事業者に対し積極的に指導することとする。

# 附則

1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を上限とし、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距

# ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可を取り消す場合があること。

#### (4) 料金に係る申請の処理

料金に係る認可申請については、料金水準がサービスの内容に対応したものであることを確認の上、認可要件に沿って、<u>料金を含めた事業者の収入が、全体として適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないこと、旅客が利用することを困難にするおそれがないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないことを個別に審査することとする。</u>

7. 運賃改定の手続・内容の透明性の確保等

運賃改定の手続・内容についての透明性を図るとともに、利用者等への情報提供による事業の一層の効率化を促進するため、運賃改定時はもとより、運賃改定時以外にも必要な情報を提供する等情報の公開を促進する必要がある。このため、別紙5のタクシー事業の情報提供ガイドラインにより情報提供を確実に実施することとする。

8. サービス改善等の指導

運賃改定の機会をとらえて、サービスの改善、安全運行の確保等について 事業者に対し積極的に指導することとする。

#### 附則

1 本公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受け付ける申請について適用する。ただし、平成14年2月1日以降次回の運賃改定までの間は、1中「普通車の」とあるのは「車種別の」とし、又、4中「上記3(2)で算出した運賃額を上限とし、この上限運賃の初乗運賃額から別紙3により算出される初乗運賃額を下限とする」とあるのは、「車種ごとに平成14年1月31日現在の課税事業者の初乗運賃額を下限とする」と、平成14年1月31日現在の免税事業者の初乗運賃額を下限とする」とする。この場合において、免税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距

離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限 運賃の加算運賃及び加算距離は免税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算 距離と同一とするものとする。

2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則(平成14年4月24日 一部改正)

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。 附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

離は課税事業者の上限運賃の加算運賃及び加算距離と、課税事業者の下限 運賃の加算運賃及び加算距離は免税事業者の下限運賃の加算運賃及び加算 距離と同一とするものとする。

2 平成10年4月23日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料 金改定申請の審査基準について」は、平成14年1月31日限り廃止する。

附則(平成14年4月24日 一部改正)

1 本公示は、平成14年4月24日以降適用する。

附則(平成14年7月23日 一部改正)

1 本公示は、平成14年7月23日以降適用する。

|附則(平成15年3月25日 一部改正)

1 本公示は、平成15年4月1日以降適用する。

附則(平成16年3月31日 一部改正)

1 本公示は、平成16年4月1日以降適用する。

附則(平成16年9月29日 一部改正)

本公示は、平成16年10月1日以降に申請のあったものから適用する。 附則(平成18年11月30日 一部改正)

本公示は、平成18年12月1日以降に処分するものから適用する。

|附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2(2)の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2(2)②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

附則(平成21年9月30日 一部改正)

1 本公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

別紙3

現 行

改正

別紙3

#### 自動認可運賃の設定方法

- 1. 距離制運賃
  - (1) 下限運賃

下限運賃の初乗運賃額は、次の算式により算出する。

下限初乗運賃額=上限初乗運賃額×

平成14年1月31日現在における小型・免税事業者の下限初乗運賃額 平成14年1月31日現在における中型・課税事業者の上限初乗運賃額

(注)運賃額の端数は、いずれも10円単位に切り上げした額とする。

加算運賃額は上限運賃額の加算運賃額と同額とし、その加算距離は次の 算式により算出する。

加算距離=距離制上限加算距離

÷(距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

(注)加算距離は、1m単位に四捨五入する。

(2) 自動認可運賃の範囲内の設定

上限運賃と下限運賃の範囲内において、10円単位で初乗運賃額を設定する。

各初乗運賃額に対応する加算運賃額は上限運賃の加算運賃額と同額と し、その加算距離は次の算式により算出する。

各加算距離一距離制上限加算距離

· (各距離制初乗運賃額·距離制上限初乗運賃額)

- 2. 時間制運賃
  - (1) 下限運賃

距離制の初乗運賃額を基礎として、次の算式により算出する。 初乗運賃額=時間制上限運賃の初乗運賃額 自動認可運賃の設定方法

1. 距離制運賃

(1) 下限運賃

下限運賃の初乗運賃額は、次の算式により算出する。

下限初乗運賃額=上限初乗運賃額×

別表1の分類に基づき算出した各運送原価の走行キロ当たり単価の総和 上限運賃の査定における総運送原価の走行キロ当たり単価

(注)運賃額の端数は、いずれも 10 円単位に切り上げした額とする。 別表 1 の分類に基づき事業者による差異を認めた経費については、その用い る額が合理的な数値となっているかどうか確認し、必要に応じて補正を行う こととする。

加算運賃額は上限運賃額の加算運賃額と同額とし、その加算距離は次の算式により算出する。

加算距離一距離制上限加算距離

÷(距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

(注)加算距離は、1m単位に四捨五入する。

(2) 自動認可運賃の範囲内の設定

上限運賃と下限運賃の範囲内において、10円単位で初乗運賃額を設定する。

各初乗運賃額に対応する加算運賃額は上限運賃の加算運賃額と同額と し、その加算距離は次の算式により算出する。

各加算距離=距離制上限加算距離

÷ (各距離制初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

- 2. 時間制運賃
  - (1) 下限運賃

距離制の初乗運賃額を基礎として、次の算式により算出する。 初乗運賃額=時間制上限運賃の初乗運賃額 × (距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額) 加算運賃額=時間制上限運賃の加算運賃額

×(距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

(2) 自動認可運賃の範囲内の設定

距離制運賃の初乗運賃額を基礎として、次の算式により算出する。 各初乗運賃額=時間制上限運賃額

× (各距離制初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額) 各初乗運賃額に対する加算運賃額は、次の算式により算出する。 各加算運賃額=時間制上限加算運賃額

× (各距離制初乗運賃額: 距離制上限初乗運賃額)

× (距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額) 加算運賃額=時間制上限運賃の加算運賃額

×(距離制下限初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

(2) 自動認可運賃の範囲内の設定

距離制運賃の初乗運賃額を基礎として、次の算式により算出する。

各初乗運賃額=時間制上限運賃額

×(各距離制初乗運賃額÷距離制上限初乗運賃額)

各初乗運賃額に対する加算運賃額は、次の算式により算出する。

各加算運賃額=時間制上限加算運賃額

× (各距離制初乗運賃額: 距離制上限初乗運賃額)

現 行		改正	
自動認可運賃等の申請に対する処理手続等	別紙4	自動認可運賃等の申請に対する処理手続等	別紙 4

#### 第1 自動認可運賃の設定

<u>別紙2別添</u>により算出した上限運賃を用いて、距離制運賃及び時間制運賃の 自動認可運賃を設定するものとする。

自動認可運賃を設定した時は、速やかにこれを公示する。

#### 第2 申請に対する処理手続

#### 1 申請者の申請運賃の変更

自動認可運賃を公示した場合において運賃の認可申請を行っている者は、 関東運輸局長が自動認可運賃を公示後2週間以内に、自動認可運賃に申請額 を変更することができるものとする。

また、この場合において初乗距離を短縮する運賃を設定する申請を行っている者は、本来の初乗距離を超えた運賃額が自動認可運賃となるよう、再度申請を行うものとする。

#### 2 運賃の認可

公示後2週間経過した後、自動認可運賃の申請については、速やかにこれを認可する。

なお、上記1による申請額の変更がない場合は、次により処分を行うこと とする。

(1) 申請の初乗運賃額が上限運賃を上回っている場合

#### 第1 自動認可運賃の設定

別添2により算出した上限運賃を用いて、距離制運賃及び時間制運賃の自動認可運賃を設定するものとする。

自動認可運賃を設定した時は、速やかにこれを公示する。

# 第2 申請に対する処理手続

#### 1 申請者の申請運賃の変更

自動認可運賃を公示した場合において運賃の認可申請を行っている者は、 関東運輸局長が自動認可運賃を公示後2週間以内に、自動認可運賃に申請額 を変更することができるものとする。

また、この場合において初乗距離を短縮する運賃を設定する申請を行っている者は、本来の初乗距離を超えた運賃額が自動認可運賃となるよう、再度申請を行うものとする。

# 2 運賃の認可

公示後2週間経過した後、地方運輸局長は自動認可運賃の申請については、速やかにこれを認可する<u>こととする。なお、運転者の労働条件の改善を図ることを目的とした運賃改定について認可する場合は、事業者に対し、運転者の労働条件の改善のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の改善の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。</u>

また、今後の運賃改定において、改定を行わなかった結果、認可運賃が実 質的に自動認可運賃の下限を下回る運賃となった場合には、その時点で認可 に原則1年の期限を付すこととする旨及び自動認可運賃に該当しない運賃と 同様に取り扱う旨の条件を付すこととする。

なお、上記1による申請額の変更がない場合は、次により処分を行うこと とする。

(1) 申請の初乗運賃額が上限運賃を上回っている場合

上限運賃額に修正して認可することとする。

- (2) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃を下回っている場合 当該申請について第3自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領に より個別に判断をすることとする。
- (3) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃の範囲内にあるが自動認可運賃に適合しない運賃の場合

距離制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額と同じ自動認可運賃(初乗運賃と加算運賃の比率が自動認可運賃と同等であって、加算距離を、加算運賃額が自動認可運賃の加算運賃額以下となるように設定したものを含む。)を認可することとする。

時間制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額にもっとも近い自動認可運賃を認可することとする。

#### 第3 自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領

申請運賃が当該運賃適用地域の自動認可運賃(第2 2(3)に掲げるものを含む。)に該当せず、かつ、運賃改定を伴わない運賃に係る申請については、以下のとおり処理する。

#### 1 原価及び収入の算定

申請者において実績年度の原価及び収入をもとに、別紙2第2<u>項</u>から第8<u>項(第6項中適正利潤は運賃原価から除外する。)</u>により算定した(これによらない場合は、合理的な理由を付した上でこれに準じた形で算定した)書類を作成のうえ申請書に添付して提出することを求めることとする。

この添付書類をもとに、平年度における申請者の原価及び収入を査定することとする。ただし、人件費については、申請者の運転者1人当たり平均給与月額(福利厚生費を含む。以下同じ。)が原価計算対象事業者の運転者1人当たり平均給与月額の平均の額(以下「標準人件費」という。) <u>の 10 %を超</u>えて下回っているときは、

- (1) 労使間で当該申請について了解がある場合、又は
- (2) 過去 2 年間に労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第 7 号)違反が認定されていない場合

は申請者の実績値を用い、その他の場合には標準人件費を 10 %下回る額で人件費を査定することとする。

上限運賃額に修正して認可することとする。

- (2) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃を下回っている場合 当該申請について第3自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領に より個別に判断をすることとする。
- (3) 申請の初乗運賃額が自動認可運賃の範囲内にあるが自動認可運賃に適合しない運賃の場合

距離制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額と同じ自動認可運賃(初乗運賃と加算運賃の比率が自動認可運賃と同等であって、加算距離を、加算運賃額が自動認可運賃の加算運賃額以下となるように設定したものを含む。)を認可することとする。

時間制運賃については、初乗運賃額が申請初乗運賃額にもっとも近い自動認可運賃を認可することとする。

#### 第3 自動認可運賃に該当しない運賃申請の処理要領

申請運賃が当該運賃適用地域の自動認可運賃 (第2 2(3)に掲げるものを含む。)に該当せず、かつ、運賃改定を伴わない運賃に係る申請については、以下のとおり処理する。

# 1 原価及び収入の算定

申請者において実績年度の原価及び収入をもとに、別紙2第2から第8により算定した(これによらない場合は、合理的な理由を付した上でこれに準じた形で算定した)書類を作成のうえ申請書に添付して提出することを求めることとする。

この添付書類をもとに、平年度における申請者の原価及び収入を査定することとする。ただし、人件費については、申請者の運転者1人当たり平均給与月額(福利厚生費を含む。以下同じ。)が原価計算対象事業者の運転者1人当たり平均給与月額の平均の額(以下「標準人件費」という。)を下回っているときは、標準人件費で人件費を査定することとする。

人件費以外の原価については、別表2の分類により、各原価ごとに、申請者の実績値又は原価計算対象事業者の走行キロ当たりの原価に基づき査定する。ただし、後者のものにあっても、申請事業者の事業形態等に鑑みて、申請事業者の実績値に基づき査定することに十分な合理性が認められる場合にはこれを妨げない。

なお、申請事業者の実績値に基づき査定する場合には、その値が当該事業 者の事業の実態を適切に反映した値となっているかどうかについて、当該事 業者の事業計画との照合等により十分に確認するものとする。

### 2 運賃査定額の算定

上記1による査定を行った上で平年度における収支率が 100 %となる変更後の運賃額(以下「運賃査定額」という。)を算定することとする。ただし、運賃査定額が自動認可運賃となる場合にあっては申請額に最も近い自動認可運賃額をもって運賃査定額とすることとする。

#### 3 申請に対する処分

- (1) 申請額が運賃査定額以上である場合は申請額で認可することとする。また、申請額が運賃査定額に満たない場合は運賃査定額を申請者に通知し、通知後2週間以内に申請額を運賃査定額に変更することができることとする。変更申請がない場合は、<u>当該申請による運賃を設定することによる労働条件への影響等についても審査の上、その適否を判断することとする。</u>
- (2) 申請の認可に当たっては、初乗運賃と加算運賃の比率が当該運賃適用地域における上限運賃の比率と同等のものとなるような加算距離とすることとする。また、加算距離は、加算運賃額が自動認可運賃の加算額以下となるように設定することとする。

新規参入事業者から申請があった場合は、少なくとも1年間は自動認可運賃 <u>を採用することを指導することとする。また、審査に当たっては、類似した</u> 事業を行っている事業者の実績値、または同一地域で申請運賃を実施してい る事業者の実績値をもとに査定することとする。

#### 2 運賃査定額の算定

上記1による査定を行った上で平年度における収支率が 100 %となる変更後の運賃額(以下「運賃査定額」という。)を算定することとする。ただし、運賃査定額が自動認可運賃となる場合にあっては申請額に最も近い自動認可運賃額をもって運賃査定額とすることとする。

#### 3 申請に対する処分

- (1) 申請額が運賃査定額以上である場合は、申請額で認可することとする。 また、申請額が運賃査定額に満たない場合は運賃査定額を申請者に通知し、 通知後2週間以内に申請額を運賃査定額に変更することができることとす る。変更申請がない場合は、<u>当該申請を却下する。</u>
- (2) 申請の認可に当たっては、地域における事業者のシェア、地域における 流し営業の比率及び地域における運転者の賃金体系の特徴等を勘案し、不 当な競争を引き起こすこととなるおそれについても審査することとする。
- (3) 申請の認可に当たっては、初乗運賃と加算運賃の比率が当該運賃適用地域における上限運賃の比率と同等のものとなるような加算距離とすることとする。また、加算距離は、加算運賃額が自動認可運賃の加算額以下となるように設定することとする。
- (4) 申請の認可に当たっては、以下の条件を付すこととするとともに、事業者に対し、運転者の労働条件の確保のために必要な措置を講じることや、然るべき時期に運転者の労働条件の確保の状況を公表すること等を指導することとし、事業者による公表内容について、運転者の労働条件の確保が図られていないと認められるときには、その事実関係の公表及び必要な指導等を実施することとする。
- ① 認可の期限は原則1年間とすること。
- ② 認可後の需要への影響、運転者の労働条件の変化、収支率の変化、利用者・他の事業者との混乱の有無等について検証を行うことが必要であることから、申請事業者は、人件費、一般管理費、走行距離等について、毎月、報告すること。
- ③ 関係法令違反により車両停止以上の行政処分を受けた場合には、認可 を取り消す場合があること。

#### 第4 その他

1 距離制運賃の初乗距離の短縮について

距離制運賃において、初乗距離を短縮する運賃制度については、平成14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」1. (3)イ⑥を満たすことが必要であるが、さらに、初乗距離に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、4. (1)に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

なお、初乗距離を短縮する申請にあっては、①運賃内容が利用者に分かり易く表示され、また、周知されること、②運転者の近距離旅客に対する敬遠防止について事業者の適切な指導・教育が十分行われること、について当該申請者を指導することとする。

2 時間制運賃の初乗時間等の短縮について

時間制運賃において、初乗時間又は加算時間を短縮する場合については、 当該短縮の結果、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、4. (1)に規 定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。

ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。 なお、時間制運賃額の計算上、運賃額に端数が生じることとなる場合は、 利用者の不利とならないよう調整するものとする。

3 福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃の設定について

平成14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」4.の規定により、福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃を設定する場合にあっては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の書類の添付が必要ないと認める場合として公示したときは、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることな

(5) 現に認可されている運賃のうち、認可後の経済社会情勢の変化などにより、不当な競争を引き起こすこととなるおそれが生じていると認められるものについて、それが旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合には、道路運送法第31条に基づく事業改善命令により、運賃の変更を命ずることとする。

なお、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められる場合に該当するか否かの認定については、当該運賃を認可した時点からの経済社会情勢の変化の状況などを勘案し、当該運賃を実施し続けることが利用者の保護を著しく欠く事態を招いていないかどうか等について総合的に判断することとする。

#### 第4 その他

1 距離制運賃の初乗距離の短縮について

距離制運賃において、初乗距離を短縮する運賃制度については、平成14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」1. (3) イ⑥を満たすことが必要であるが、さらに、初乗距離に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、本紙 4. (1) に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。

なお、初乗距離を短縮する申請にあっては、①運賃内容が利用者に分 かり易く表示され、また、周知されること、②運転者の近距離旅客に対 する敬遠防止について事業者の適切な指導・教育が十分行われること、 について当該申請者を指導することとする。

2 時間制運賃の初乗時間等の短縮について

時間制運賃において、初乗時間又は加算時間を短縮する場合については、 当該短縮の結果、公示した自動認可運賃と同一となる場合には、<u>本紙</u>4.(1) に規定する自動認可運賃に係る認可申請があったものとみなす。

ただし、この場合、申請の公示を省略することはできないものとする。 なお、時間制運賃額の計算上、運賃額に端数が生じることとなる場合 は、利用者の不利とならないよう調整するものとする。

3 福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃の設定について

平成14年1月17日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」4.の規定により、福祉輸送サービスに係る一定の幅での運賃を設定する場合にあっては、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき、原価計算書等の書類の添付が必要ないと認める場合として公示したときは、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることな

く速やかに処理を行うものとする。

4 個人タクシー事業者に係る運賃認可の取扱いについて 個人タクシー事業者が、自動認可運賃を下回る運賃を設定しようとする場合であって、既存の法人タクシー事業者において認可されていない運賃を設定しようとするときは、当該個人タクシー事業者の申請に係る原価の算定に当たっては、当該申請に係る運賃適用地域における原価計算対象事業者の標準人件費の9割に相当する額を所要の人件費として計上するものとする。 く速やかに処理を行うものとする。

4 個人タクシー事業者に係る運賃認可の取扱いについて 個人タクシー事業者が、自動認可運賃を下回る運賃を設定しようとする場合にあっては、申請に係る運賃適用地域における既存の法人タクシー事業者 において認可されている最低の運賃を下回る運賃は認めないこととする。 改正

現 行

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法 第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

記

#### 1. (略)

#### 2. 運賃改定手続の開始等

- (1)運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率(当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。)が7割以上となった場合に、運賃改定手続を開始することとする。
- (2) 運賃適用地域ごとに、運賃改定手続開始後において、申請の取り下 げにより申請率が7割を下回る事態となった場合には、次のとおり取 り扱うこととする。
  - ① 申請率が7割を下回った時点で、運賃改定手続を一時的に中断するものとする。
  - ② 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、追加 的な申請により申請率が7割以上となった場合には、直ちに当該運 賃改定手続を再開するものとする。
  - ③ 当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月の期間の間に、申請率が7割以上とならなかった場合には、当該運賃改定手続を中止するものとする。
- (3) なお、(1) において運賃改定手続の開始に至らなかったとき及び (2) ③において運賃改定手続が中止となったときは、それぞれ申請 事業者について、道路運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合し ないものとして却下処分を行うものとする。

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に係る道路運送法 第9条の3第2項に基づく審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

記

#### 1. (略)

### 2. 運賃改定手続の開始

運賃適用地域ごとに、原則として最初の申請があったときから3ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の7割を超えた場合に、運賃改定手続を開始することとする。

- 3. 運賃改定の要否の判定、原価及び収入の算定
- (1)~(2)略
- (3) 運賃改定の要否の判定において、運賃改定を行う必要がないと判断 された場合には、申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項 第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。
- 4. ~8. (略)

附則(平成19年10月31日 一部改正)

本公示は、平成19年10月31日以降適用する。

ただし、2. (2) の規定については、本公示日において、現に運賃改定手続を中断している地域については、2. (2) ②及び③の規定中「当該運賃改定手続を中断したときから3ヶ月」とあるのは「本公示日から3ヶ月」に読み替えて適用するものとする。

別紙1~別紙5 (略)

3. 運賃改定の要否の判定、原価及び収入の算定

4. ~8. (略)

別紙1~別紙5(略)